

尼崎市人権・同和教育研究協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は尼崎市人権・同和教育研究協議会と称し、事務所を尼崎市教育委員会事務局内におく。

(目的)

第2条 本会は人権意識の高揚につとめ、部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消し、民主的な社会の基礎となる人権・同和教育の正しい理解を求め、これを推進させることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 人権・同和教育振興のための調査及び研究
- (2) 各種資料の収集と作成配布
- (3) 研究会、討論会、講演会等の開催
- (4) 関係団体との協力及び資料の交換
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

(専門部)

第4条 本会は第2条の目的達成を確実なものにするために必要に応じて専門部を設置する。専門部は理事会の議を経て、会長が委嘱する会員をもって構成する。

2. 専門部の改廃については理事会で決める。

(会員)

第5条 本会は第2条の目的に協力賛同する団体及び個人をもって組織する。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長若干名、会計1名、会計監査2名、理事若干名。

2. 前項に定めるほか、必要に応じて顧問をおくことができる。この場合理事会の承認を経て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は本会の会計事務の職務にあたる。
- (4) 会計監査は本会の会計を監査する。
- (5) 理事は理事会を構成し、本会の運営にあたる。

(役員選任)

第8条 会長、副会長、会計、会計監査は総会において選任する。

2. 理事は本会を構成する団体から推薦される者をもってあてる。また、理事会の推薦によって個人会員を理事にあてることができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。但し再任は妨げない。

2. 補欠によって選任された場合の任期は前任者の残任期間とする。

(機関)

第10条 本会に次の機関をおく。

総会、理事会、役員会

(総会)

第11条 総会は理事、代議員をもって構成し定例総会及び臨時総会とする。

定例総会は毎年1回とし、臨時総会は理事会が必要と認めたととき、または代議員の3分の1以上の要請があったときとする。

2. 代議員は各構成団体より別に定める方法をもって選出した者をあてる。
3. 総会は構成員の4分の1以上の出席によって成立する。但し委任状をもって出席に代えることができる。
4. 総会において次のことを審議決定する。
 - (1) 予算及び事業計画
 - (2) 決算及び事業報告の承認
 - (3) 会長、副会長、会計、会計監査の選任
 - (4) 本会の運営上基本的な問題

(理事会)

第12条 理事会は会長、副会長、会計、理事及び専門部長をもって構成し、会長がこれを招集し議長となる。

2. 理事会は構成員の3分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任状をもって出席に代えることができる。
3. 理事会は、総会に次ぐ審議機関とし、やむを得ないときは役員会をもってこれに代えることができる。

(役員会)

第13条 役員会は会長、副会長、会計及び専門部長をもって構成し、会長がこれを招集し議長となる。

2. 前条第3項の規定により、理事会に代える役員会については、当該構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。但し、審議は、委任状を含め当該構成員の過半数をもって決定する。

(議決)

第14条 総会及び理事会における議決は出席者の過半数をもって決定する。

(会計)

第15条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(規約の改廃)

第17条 この規約の改廃はすべて総会の議決によらなければならない。

(その他)

第18条 本会の運営上、この規約に定めのない事項については理事会で決定することができる。但し、この場合次期総会において承認を得なければならない。

附 則

この規約は昭和43年12月19日から施行する。
この規約は昭和45年 6月22日から施行する。
この規約は昭和47年 6月12日から施行する。
この規約は昭和48年 6月11日から施行する。
この規約は昭和50年 6月 9日から施行する。
この規約は昭和51年 5月26日から施行する。
この規約は昭和52年 6月 3日から施行する。
この規約は昭和63年 5月24日から施行する。
この規約は平成元年 5月18日から施行する。
この規約は平成13年 6月21日から施行する。
この規約は平成17年 5月19日から施行する。
この規約は令和3年 5月28日から施行する。

尼崎市人権・同和教育研究協議会細則

(理事、代議員)

第1条 規約第8条第2項、第11条第2項の規程により、各団体より推薦される理事、代議員の数は次のとおりとする。

理事 1名 代議員 5名以内

2. 理事・代議員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会費)

第2条 会費は団体年額3,000円、個人年額1,000円とする。

附 則

この細則は昭和43年12月19日から施行する。

この細則は昭和48年 6月11日から施行する。

この細則は昭和63年 5月24日から施行する。

この細則は平成13年 6月21日から施行する。

この細則は平成30年 5月22日から施行する。

尼崎市人権・同和教育研究協議会沿革（抜粋）

昭和33年2月24日

尼崎市同和教育研究協議会結成
於 尼崎労働会館

昭和37年10月

尼崎市同和教育協議会に再編成される。
略称を「尼同協」とする。

昭和46年

尼崎市同和教育協議会の略称を「尼同教」とする。

昭和52年

尼崎市同和教育研究協議会と改称
略称を「尼同教」とする。

平成13年 6月

尼崎市人権・同和教育研究協議会と改称する。